

令和7年度薬物乱用防止ポスター・標語募集要領

1 趣 旨

覚醒剤、大麻等の薬物の乱用は依然として跡を絶たず、県民の保健衛生、青少年の健全育成に大きな影響を与えています。

薬物乱用防止のために、地域団体、学校、行政機関等が協力して各種の啓発活動を進めていますが、薬物乱用を根絶するためには、県民一人ひとりがこの問題の重要性を認識し、みんなで力をあわせることが必要です。

啓発活動を一層進め、薬物乱用のない安心・安全な山口県を実現するために、皆さんからポスター及び標語を募集します。

2 主 催

山口県薬物乱用対策推進本部

3 募集作品

薬物乱用防止(覚醒剤、大麻等)に関するポスター及び標語

4 応募資格

県内居住者又は県内の学校、事業所に在籍する者

5 応募作品の種類

(1) ポスターの部

用紙の大きさは、四つ切り又はB3(364mm×515mm)でタテ型とすること。

なお、標語は記入しないこと。

(2) 標語の部

作品は必ずしも「五・七・五」の形式にとらわれなくてよい。

6 応募先

最寄りの各健康福祉センター（山口健康福祉センター防府保健部は除く）の薬事担当班又は下関市立下関保健所保健医療政策課医事薬事係

7 応募上の注意

(1) 応募作品は、以下の内容のものに限ること。

- ・応募者が創作した未発表のもの
- ・極端に暴力的な表現、死を連想させる表現、差別につながる表現等が用いられていないもの

(2) 応募作品には、所属学校名、学年、氏名（一般の方は住所、氏名）及び作品No.（応募者一覧表に記すもの）を明記すること。

なお、氏名には必ずふりがなをつけること。

- (3) 学校単位で応募する際は、応募者一覧表（別紙様式1又は様式2）に必要事項を記載し、作品と併せて提出すること。

なお、標語については、応募者一覧表（別紙様式2）に必要事項を記載し、最寄りの健康福祉センター又は下関保健所に電子メールで提出することでも応募可。

（メール送付先は、別紙様式3参照）

8 締 切

令和7年9月12日（金）（郵送の場合は、当日消印有効）

9 審査及び発表

山口県薬物乱用対策推進本部に審査会を設置し、審査の上、ポスター及び標語の部門ごとに、優秀な作品に次の賞を贈り、山口県健康福祉部薬務課から受賞者に通知する。

最優秀作品 1点（賞状及び記念品）

優 秀 作 品 2点（賞状及び記念品）

佳 作 3点（賞状及び記念品）

10 著 作 権

応募作品の著作権は、主催者に帰属し、応募作品は返却しない。

11 作品の利用

応募作品は、各種行事に掲示するほか、各種広報資料として随時活用する。